

労働基準広報 2014 No.1809 2/11

CONTENTS

特別企画 2014年 労働災害の企業内補償の水準 ————— 6

製造大手は遺族・1～3級の額を 3500万円前後とするケース多い

鉄鋼／造船・重機／非鉄／機械・金属／自動車／電機／紙・パルプ／運輸／流通／外食・食品／ホテル・旅館
労働者が業務上災害や通勤災害で死亡・負傷したり、障害を負った場合などに法定の労災保険給付と別に各企業が上積み補償を行うケースがある。このような制度は、「企業内補償」と呼ばれ、支給額などは労使の協議により決定されている。今号は、一般社員の業務上災害における企業内補償の水準についてみてみる。最新の資料によると、製造大手では、遺族補償や障害等級1～3級の補償額を3500万円前後に設定するケースも多い。

(編集部まとめ)

●取材シリーズ／人事大事の時代＜事例編＞⑪ — 24

パート・アルバイトを 「キャリアパスプラン」で育成 社員登用に応募制も新設

～ブックオフコーポレーション株式会社～

店舗の最前線を担うパート・アルバイトスタッフの育成・戦力化を重視するブックオフコーポレーション株式会社では、パート・アルバイトを7ランクの「キャリアパスプラン」で役割とチャレンジ項目を具体的に明示して育成している。また、推薦制だった社員登用制度に本人の意思による応募制のルートを新設した。

●解釈例規物語⑤④ ————— 33

無効な解雇による不就労期間は出勤率 の算定にあたり出勤日数に含まれる

第39条関係〔年次有給休暇算定の基礎となる全労働日－その1－〕

(中川恒彦)

●NEWS ————— 1

(厚生省・コース別雇用管理の新指針に関し解釈示す) 総合職で「女性は営業に配置せず」は違法に / (26年度の厚生労働省予算案) 安全で健康に働ける職場づくり施策に75億円計上 / (24年度・サービス残業是正結果) は正支払額は前年度より41億円減少し約105億円 / (雇調金の25年11月の利用状況) 休業等実施計画届の受理事業所は13ヵ月連続減少 / ほか

●労務資料 / 平成25年賃金引上げ等の実態調査結果① — 42

賃金を引き上げる企業が増加し約80%に
～賃金の改定状況等～

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル⑦ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●わたしの監督雑感 京都・京都南労働基準監督署次長 笠原勝 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

| | | | |
|-------|-------------------------------|----|------------|
| 雇用保険法 | 〔臨時の他店舗への応援〕 通勤費は雇用保険料の対象か | 48 | 特定社労士・大槻智之 |
| 配置転換 | 〔人事異動と家庭の事情〕 どこまで配慮が必要か | 50 | 弁護士・加藤彩 |
| 労働基準法 | 〔月1～2回ある夜間の呼び出し勤務〕 往復時間も労働時間か | 52 | 弁護士・荻谷聡史 |

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内